４月に関越道で発生したバス事故を受け、愛媛県バス協会に労働時間等労働条件に関する要請を行いました。

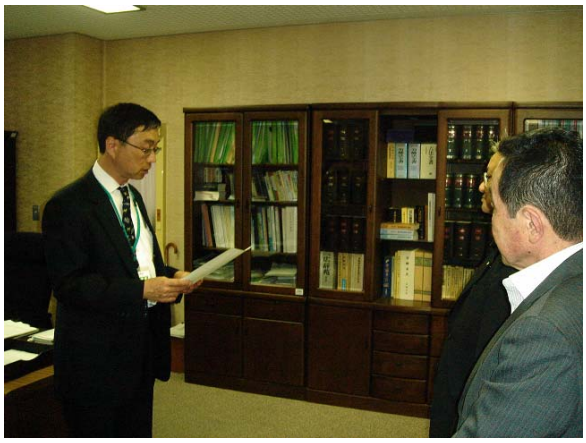

愛媛労働局は、５月２１日に田中労働局長が社団法人愛媛県バス協会の廣瀬副会長、門屋専務に対し、バス運転者の労働時間等労務管理に関する要請を行いました。（左写真）

４月２９日に群馬県内の関越自動車道で発生したバス事故により、乗客７名が死亡、バスの運転手を含む３９名が重軽傷を負いました。厚生労働省では、乗客の生命のみならずバス運転者の労働条件の確保から５月１２日に厚生労働大臣が公益社団法人日本バス協会、高速ツアーバス協議会に対し、バス運転者の労働時間等労務管理に関する要請を行いました。

愛媛労働局では、この大臣要請を受け、労働基準法、改善基準告示、労働安全衛生法の細かな点等についての遵守徹底、本要請の周知を愛媛県バス協会に対して要請を行いました。

愛媛労働局では、今後とも管内の労働基準監督署とともに、愛媛運輸支局と連携を密にしながら、県下のバス事業者に対し、監督指導を通じた労働基準法、改善基準告示、労働安全衛生法の遵守・徹底を図っていきます。

平成 24 年 5 月 21 日

社団法人愛媛県バス協会
会長　佐伯　要　殿

バス運転者の労働時間等労務管理の徹底に関する要請書

労働行政の推進につきまして、日頃よりご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、平成24年４月29日、群馬県内の関越自動車道で、いわゆる高速ツアーバスとして運行していた貸切バスが、道路左側の防護壁に衝突して大破し、乗客７名が死亡、当該バスの運転者を含む39名が重軽傷を負うという重大な自動車事故が発生しました。

この事故に関しては、労働基準法や自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）などの違反の有無について現在調査中です。

また、事故の重大性を考えますと、厚生労働省としても、国土交通省と連携を図り、今後の対策を検討していくことにしていますが、この問題は、乗客の生命のみならず、バス運転者の労働条件の確保の観点から、看過しえないものであり、同種事故の発生を防止するためには、現行の法令等を遵守していただくことが何よりも重要です。

つきましては、貴職には、バス運転者の労働基準法等、改善基準告示、特に以下の事項の遵守徹底と配慮について、改めて傘下の企業にご指導いただきますようお願いします。

1　労働者の労働時間等については、労働基準法に以下のように定められているので、その遵守を改めて徹底すること。

①　労働時間は、休憩時間を除き１週間について 40 時間、１日について８時間以内

②　休憩時間は、労働時間が６時間を超える場合には少なくとも 45 分、８時間を超える場合には少なくとも１時間

③　休日は、原則として、毎週少なくとも１回

④　上記①、③を超えて労働者に時間外労働又は休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する協定を締結し、所轄労働基準監督署への届出

2　バス自動車運転者の労働時間等については、改善基準告示において以下のように定められているので、その遵守を改めて徹底すること。

①　１日の運転時間は９時間以内（２日平均）

②　連続運転は４時間以内

③　１日の拘束時間は原則 13 時間以内、最大 16 時間

④　休息期間（勤務と次の勤務の間の時間）は継続８時間以上

3　労働安全衛生法に基づき、常時使用する労働者に対して１年に１回、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対して６月以内ごとに１回、それぞれ定期に医師による健康診断の実施を改めて徹底すること。

愛　媛　労　働　局　長

田中敏章